

# 石川県警察争訟事務処理に関する訓令

〔 昭 和 4 6 年 1 1 月 2 2 日 〕  
〔 石 川 県 警 察 本 部 訓 令 第 1 4 号 〕

改正 平成28年3月30日警察本部訓令第13号

(目的)

第1条 この訓令は、石川県警察に関する争訟事件の処理体制を明らかにし、かつ、その合理的な解決を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(争訟事件の種類及び意義)

第2条 この訓令において争訟事件とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 行政審査請求事件

石川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、石川県警察本部長（以下「本部長」という。）又は警察署長がした処分又はなすべき処分をしなかったことを原因として、公安委員会、石川県人事委員会（以下「人事委員会」という。）に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき審査請求が行われる事件

(2) 行政訴訟事件

公安委員会、本部長又は警察署長がした処分又はなすべき処分をしなかったことを原因として、公安委員会、人事委員会、本部長又は警察署長を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき取消訴訟又は確認訴訟が行われる事件

(3) 人権侵犯事件

警察職員が公権力の行使に当たって国民の権利又は自由を侵犯した疑いにより、地方法務局人権擁護課又は弁護士会人権擁護委員会の調査が行われる事件

(4) 告訴、告発事件

警察職員が公権力の行使に当たって、犯罪を犯した疑いにより、被害者等が当該警察職員を被告訴人又は被告発人として検察官に対し訴追を求める事件

(5) 国家賠償事件

公安委員会がした違法な処分、不当な処分若しくはなすべき処分をしなかったこと、又は警察職員がした違法な公権力の行使により損害を被ったとする者が、国又は県を被告としてその損害の回復を求めて訴訟を提起する事件

(6) 民事事件（国家賠償事件を除く。）

職務執行中の警察職員が、公権力の行使による行為以外の行為により違法に他人の権利を侵害した場合、その他職務執行中の警察職員若しくは警察機関がした民事上有責の行為又は管理により、他人に対し民事上の責任が生じた場合において、その者が当該警察職員又は警察機関を被告として、その責任を追及する訴訟事件

(所属長の責務)

第3条 所属長は、所属職員又は所掌事務に関し、争訟事件が発生し、又は争訟事件に発展するおそれがある場合は速やかにその実態を把握し、別表様式の争訟事件発生報告書

により警務部監察課（以下「監察課」という。）を経て本部長に報告し、事件の処理について、争訟事件の原因となった事項を所掌する本部の課長等（以下「主管課長」という。）及び監察課に協力しなければならない。

（主管課長の責務）

第4条 行政審査請求事件については、石川県警察審査請求手続規則（平成28年石川県公安委員会規則第8条）の定めにより、警務部監察課長（以下「監察課長」という。）及び当該審査請求事案に係る主管課長が事件処理の主体となり、関係所属長と連絡を密にして次の事務を行い、他の争訟事件については、主管課長が事件処理の主体となり、監察課長及び関係所属長と連絡を密にして次の事務を行い、事件の合理的な解決に当たるものとする。

- (1) 事実の調査
- (2) 証拠の収集、保全
- (3) 訴訟代理人、指定代理人の選任及び依頼
- (4) 弁護士、裁判所、検察庁、証人、鑑定人等との連絡、打合せ
- (5) その他審理、又は訴訟に必要な事項

（監察課長の責務）

第5条 監察課長は、主管課長に事件処理についての助言、指導及び連絡調整を行うほか、争訟一般に関する事務を所掌するものとする。

（主管課の調整）

第6条 警務部長は、争訟事件が2以上の所属の所掌事務に関わるなど、事件処理に当たる主管課長が明らかでないときは、これを調整するものとする。

（訟務担当者）

第7条 所属長は、所属職員の中からあらかじめ訟務担当者を指定しておかなければならない。

- 2 訟務担当者は、所属長を補佐し、事件の調査、証拠の収集、関係記録の作成等に当たるものとする。

（経過報告）

第8条 主管課長は、審理又は訴訟の進行状況をその都度、本部長に報告するとともに監察課に通知するものとする。

- 2 監察課は、争訟事件発生報告書の経過欄に事件処理の経過を明らかにしておかなければならない。

（記録の保管）

第9条 解決した事件記録の原本は監察課において保管するものとする。

附 則

この訓令は、昭和46年12月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表様式

第 年 月 日 号	
石川県警察本部長 殿	
長	
争 訟 事 件 発 生 報 告 書	
事 件 名	
提 訴 年 月 日	
提 訴 受 理 機 関	
提 訴 人 住 居、職 業 氏 名、年 齢	
被 提 訴 人 所 属、階 級 氏 名、年 齢 又 は 被 提 訴 機 関	
提 訴 の 要 旨	
訴 状 内 容 の 事 実 の 有 無	
当 面 の 措 置 及 び 今 後 の 方 針	
備 考	

処 理 経 過	回数	年 月 日	措 置 状 況